

平成22年度長崎県福祉教育推進委員会

会 順

平成23年3月1日(火) 14:00~16:00

出島交流会館 4F 会議室1・2

あいさつ

参加者紹介

委員長(座長)選出

協議 「長崎県内における福祉教育の現状と今後の取組について」

(1)県内における「福祉教育セミナー」「ふれあい学習」の取組と現状について(報告)

「平成22年度福祉教育セミナー」の実施状況について

「ふれあい学習」の現状について

(2)質疑応答

(3)協 議

「福祉教育セミナー」の今後のあり方(内容)について

「ふれあい学習」の今後のあり方(方向性)について

閉会あいさつ

平成 22 年度長崎県福祉教育推進委員会記録

司会者

ただいまの事業報告を受けて、何かご質問がありますか？

委員 1

前に県社協さんの方から、ある程度は伺ったことがあるのですが、ふれあい学習のねらいとか、後は福祉教育セミナーの目的とか、ちょっと改めて簡単に結構ですので、ご説明いただけませんか。

事務局

まず、福祉教育セミナーは学校や地域での福祉に関する実践を持ち寄り、みんなで福祉教育の在り方について学び合う場です。学校の先生方や PTA、社教職員、福祉施設の職員、民生委員の方々などに参加していただいております。この 4 年間は公開授業をお願いしたり、学校での取り組みを紹介したりしてもらいました。また、社協が地域で取り組む福祉のまちづくりについて発表をしてもらっております。

「ふれあい学習」というのは、それぞれの地域で地区推進会議をたちあげてもらい市町社協にお願いして福祉のまちづくり・人づくり事業です。それぞれの地区で推進会議を立ち上げていただき、地域の人たちがふれあい、学び合える事業を考え、展開していただいております。

委員 1

抽象的でちょっとよくわからないのですが、福祉教育セミナーのほうは何とかわかりました。ふれあい学習を含め、地域における福祉学習、福祉教育について各地域の取り組みを報告しあったり、討議をしあったりして、また各地域に持って帰ってお互いの活動につなげていこうということなのでしょうかね。

ふれあい学習のほう、有川先生からご説明があったのですが、先生も教員でいらっしゃるからおわかりかと思えますけれども、地域で子どもを育てるとか、ふれあいを大切にするというのは当たり前のことであって、この事業、誤解がなければセーフティネット構築事業という、すみません正式名称は忘れてしまいましたが、厚生労働省から 800 万円、県から 800 万円お出ししている事業で、補助事業なのですよね。そういう中で、もうちょっと具体的なねらいを伺いたいのですけども。

要は、このふれあい学習の事業があろうがなかろうが、地域で子供を育てるのは当たり前だし、なるべく教育活動に地域の方に参加していただくというのは当たり前だし、ふれあいが大事。あいさつ運動とかだって、別にふれあい運動がなくてもやっているところはいくらでもあるわけです。そういう意味でわざわざふれあい学習という事業を設けてねら

っている効果は何なのでしょう。

事務局

さきほど説明した資料2の6ページ「ふれあい学習実施地区における成果」のところに書いておきましたが、これは効果としてとらえていけないのでしょうか？ 対馬市豊玉地区の実践は市全体に波及しつつあります。地域で取り組む事業は地域の推進会議で決めてもらっております。

委員1

まあこれは、これは各地域のお取り組みの結果であって、そもそも県社協さんはどういうことをねらって、この事業をやっているわけですか。

事務局

ふれあい学習は学校を巻き込んだ地域のまちづくり、人づくりのための事業です。できるだけ多くの地域の人たちや子どもたちがふれあい、そこに学びがあればどんな活動でもいいですよという考え方にたっております。地域の人たちが進んで自分たちのまちをつかっていこうというきっかけになればいいと考えています。キーワードは「ふれ合う」「学び合う」で、将来を担う子どもたちを中心に置きながら取り組んでもらっております。

司会者

ちょっと、いろいろ、まあ、非常に基本的な問いですよ。それで、私もこの福祉教育推進委員会に10年以上かかわってしまして、それで新しい委員さんが入ってこられると、必ず問いがあるんです。実は非常に同じような問いなんです。「福祉って何ですか。」「福祉教育って何ですか。」「社協さんがおやりになる福祉教育って何ですか。」「学校がやらなきゃいけない福祉教育って何ですか。」というふうな流れの中で、私いつも思っているのは毎回それを確認していかないといけないのではないかなというふうに実は思いついて、そういう問いかけがあったときに、いつでもきちんと答えられるような仕組みを持っておかなければいけないのかなという気がします。

私は、ずっとかかわっているということの立場上、今のようなご質問に対して、私なりにちょっとここで少し補足させていただければと思いますが。

委員1

はいはい、なぜこういう問いをさせていただいているかというと、実は私どもの課でも、これまで何年かにわたってこの補助金を出させていただいております。これまで、私どもの課では手が回らなかったこともあって、そこは私どもの反省でもあるんですが、あんまりこの事業について何も申してこなかったかと思えます。

で、昨年度非常に、1600万円というのは、実はソフト事業としては非常に太い事業で、大きいのですね。教育委員会で、生涯学習課で1600万円あったら、もうやりたいことは何でもできる。そういう中でセンター長さんにも、本当に本県の、今、各地域の福祉教育でやらなければならないのは何なのか。何でもやればいいに決まっているのですね。マイナスになることはまずないと思います。県社協さんも、もちろんボランティア、福祉のスペシャリストですから、その県社協さんがやれば、大概何かいいことが起こると思うのですが、ただ、やはり課題にもいろいろ、重要な課題、緊急の課題などいろいろある中で、やはり優先順位をつけて、今この時代にやらなければいけないのは特に何なのかということを確認に意識をして事業をしていくべきではないでしょうかというお問い合わせをさせていただきます。

それに関してはまだお答えはございませんが、そういう意味で県といたしましては、そういうつもりで今日も、会議に参加させていただいておりますので、司会者の先生からのご指導も含め、他の委員の皆様にも、いま長崎県の福祉教育において取り組まなければいけない課題は何なのかということは、県としてもまたご意見をちょうだいしたいですし、事務局でいらっしゃる県社協さんにもぜひ述べていただきたいと思っております。

司会者

この点について、後でまた委員さん方にご意見をお尋ねするとして。私、大学の教員ですが、大学の教員というふうな立場で福祉教育って何かというふうなことをよく問われるということで、非常に簡単に、この実は委員会も福祉教育推進になっておりますので、「じゃあ、福祉教育って何なのか？」ということの説明できなければいけないのですが。

基本的には3つの枠組みで考えておまして、これは一般的にそういうふうを考えているのですが、1つは福祉従事者ですね、今日いらっしゃる老施協の方とか、老人ホームとか、障害関係の、こういった現場に行って従事する専門職員を養成するための専門教育としての福祉教育というのが1つございます。

それから、もう1つは公民館とか、あるいは社会教育の領域で、つまり生涯学習として地域住民の方々の福祉の心を耕すとか、意識を高めていくといった意味での生涯学習としての福祉教育というのが2つめでございます。

それから、3つめが今日もかなりこの比重が大きいのですが、小中あるいは高等学校で、高等学校の場合は専門教育もやっていますが、それ以外の部分ですが、いわゆる学校の中で行う福祉の「生きる力」であるとか、県社協の場合は「共に生きる力」というふうにお伝えしておりますけれども、そういう福祉の心を磨くための人間教育としての福祉教育というふうな3つのカテゴリーといいましょうか、こういう枠組みがございまして、それぞれ主体とか対象がちょっと違って来ますが、基本は共通している部分がいっぱいございまして、実際にプログラムに関してはかなり共通している段階を経るのですけれども。

最近の動きですが、この3つのカテゴリーの中で、生涯学習としての福祉教育と、それ

から学校の中で行われる人間教育としての福祉教育の境界線がほとんどつかなくなってきているのです。あまりきれいに線引きができないというか、しないほうがいいというのですね。これは、いろいろな理由があるのですが、一つは学校の中で行ういろいろな福祉教育の中に地域の方がいらっしやると、非常に活動が安定的に継続できるというふうなことがございます。どこかでありましたけども、キュウカンネンボウを使うとか、そういうときに地域の方がご指導いただくと、学校の場合異動がございましたので、異動で火が消えたというふうなことがよくある。

一方で今度は子どもたち自身、学校の授業としましても、さらには現場の先生方大変忙しい、時間がない、人手が足りない、教材研究する時間もない、お金もない、ノウハウもよくわからないというときに、外からお入りになっていただく、あるいは子どもたちを外に連れ出していただくということの効果というのは大変大きいわけです。

それから、地域の側からしたときに、子どもが出てきたときに、子どもの健全育成とか、子どもの育ちを支援していくということ、そういうふうな理由というのは非常に大人を動かしていくという、そういう原動力になっていくというのが全国的にいくつもの事例がございまして、子どもが動けば親が動く、そして大人が動くというふうな展開が期待できるというのがあって、「子どものために」ということで、いろいろなかかわりをしていただくのですが、最終的にはそこに関わった大人を同じような学びとか、あるいは同じような学習効果を得ていらっしやる。

今回の「ふれあい学習」というのは、まさにここの接点の部分で長崎県が独自に、とりあえずやってみようかというふうなことで、先ほどお話がございましたけれども、ボランティアの指定校事業というのが、どうしても先細りしてしまっている。で、質的な部分でなかなか展開できなくなってきていると。事情はさきほど言ったように内部だけで、学校だけでやろうとするからそうなのですね。そこに地域を絡めていくためには、もう一つ別の枠組みが必要だということで、学校指定のボランティア協力校ではなくて、学校を含む地域指定というかたちで切り替えてやる。このことでもっていろいろな学びの場が広がっていったというふうにご理解いただくといいですね。そして、この福祉教育の目標というのは、最終的には地域福祉の推進という、これは社会福祉法の中に書かれているとおりでございまして、地域福祉の推進というのは、福祉のまちづくりを進めていくことなのですね。そういう最終目標を、学校の先生も社協の職員さんも、そして我々もきちっと確認しておかないと、「どこに持っていくのだ、何のための活動なのだ。」というふうになるわけです。

先ほどご報告いただいた、いろいろな事業がございました、各地で、「あいさつ運動」とかですね。結局そういうものが福祉のまちづくりのどの段階であって、そしてその土壌を基盤にして支えあいの仕組みが今動く、動こうとしているとかですね。そういうふうな流れの中で確認していく評価というのが必要になってくるのかなというふうに思いますけれども。

この福祉教育推進委員会は、結局そういう福祉教育、つまり地域福祉を推進していくた

めのさまざまな試みのいわば運営協議体なのですね。同時に指針を策定するための調査や研究もするわけでございますし、いろいろな有識者からのお考えをまとめるというのが、この委員会の役割だろうと思います。

で、その下に長崎県福祉教育セミナーという一つの行事がございまして、この行事というのが実践研修の場であったり、それから現場職員の研修の場になったりしていると。さらに、そのセミナーの中で、打ち出されてきている一つの方法、手法ということで「ふれあい学習」というのがございますね。

これは、ふれあい学習だけじゃないですね、ほかにも「ちきゅうのなかま」の活用とか、それからボランティア活動一般、あるいは総合的な学習の時間の扱い方というふうなものがずっと芽づる式にあるかと思いますが、そういうものを教育セミナーの中で検証をしていくというふうな関係なんじゃないかなと。私もそのつもりでずっとこれまでできておりましたけども、今のような内容で事務局として間違っていないか、どうですか。

事務局

その通りだと思います。

司会者

どうでしょう？

委員 1

司会者の先生に教えていただいて、今の福祉教育の大きな流れみたいなのはわかったのですが、では、長崎県を振り返って、今この現状における福祉教育の課題というか優先的に取り組まなければいけない課題は何だと思っていらっしゃるのか。これは別に正解のある世界ではないと思いますので、県社協さんのお考えを聞かせていただければそれで結構でございます。

事務局

以前と比べると取り組むべき福祉課題が広範囲にわたっているということです。これまでは福祉というと高齢者や障害のある人などを思い浮かべていましたが、今は児童虐待・高齢者虐待なども含めて多岐にわたっています。それら福祉課題を自分のこととして受け止めることの大切さを分かってもらうことが課題だと考えています。

司会者

ちょっと他の委員さん方にも、いろいろご意見を。それぞれの立場お立場でいらっしゃいますので、社協さんから、現場の方々、小学校の先生であるとか。そしたら池田さんあたりから。いきなりですが、どういうふうに捉えてらっしゃるか、自由にどうぞ。

委員 2

波佐見町という小さい町の中でのことなので、ちょっと高所の見地での発言ではないですが、波佐見町でも田舎といいながら、顔が見えないというか声が聞こえない。メール世界とかになって声を使わないという時代になってきている状況なわけです。波佐見町ではおかげさまで、老人クラブの会員さんは増えてきています。県内でも珍しいまちだそうで、年々会員が増えてきているのですが、そのような町であってもそういう状況なのです。

本町のふれあい学習は、ここに書いてありますけれども、平成18年から20年までの3年間指定いただきました。まず、推進委員の選任となったのですが、子どもたち、中学生が選任されたのです。それはなぜか、前年に行ったふるさと探検隊活動で、大人の子どもの見る目が変化したからです。そして、中学生が推進委員になったことで、どう違ってきたかというのが非常に大きいことなのです。中学生が地域を見つめることができました。併せて、地域の大人が中学生を改めて認めてくれるようになったのです。

先ほど、益本局長が1月のセミナーで学校の実践報告について話され、子どもたちの力で、横断歩道の信号の点滅がお年寄りに優しくなったという話がありましたけれども、似たようなことがこの地域でもあって、大人が認めて即座に対応しました。それではこれを機に子どもたちと大人たちで、自治会単位の福祉活動計画を作ろうという話になり、それで平成21年に策定され、それを基に活動がなされてきています。

そして、子どもたちの話の中からも一つ見えてきたのが、親が子どもを心配するように、子どもも親を心配しているのだというのが、地域の大人たちによくわかってきたことです。また、波佐見町にも町母子会はありますが、今の若い人たちがなかなか集まってグループを組んで何かをするっていうのがないようで、例えば、ママさんバレーボールチームに所属するとか、婦人会に入会する人とかが今は非常に少ないものですから、なかなかつながりがなくなってきていますよね。そこで、地域で母子家庭の方たちだけの集まりをしようと声かけたら、数人が集まるようになり、今後はいきいきサロンのような集まりになるものと期待しています。

また、この冊子の中にも出てきますが、「ふ・く・し」というのは「ふだんの 暮らしの しあわせ」というごろあわせがされます。「ふれあい学習」指定の3年終わって、その後の2年でその地域の地域福祉活動計画を進める中で、なんとなくではありますが地域の方たちがそれを肌で感じてきたように思います。これまでを踏まえて、今後は自分たち、すなわち自治会の主体で災害時要援護者の支援をどうしようかという取り組みになりつつあります。

ですからこの「ふれあい学習」のきっかけがなかったら、その自治会ではこのような方向性ができてなかったものと思います。いち町社協の立場から申し上げれば、「ふれあい学習」が大きいきっかけになって、福祉教育をベースに地域福祉が目に見える形となってきているのです。そして、それを見ていた隣の地域、ちょっと離れた地域なのですが同じように地域福祉活動計画を策定し、活動を始めているのです。

これから、この自治会主体の要援護者支援事業がうまくいくかどうか、わかりませんが、うまくいくようであれば、災害、特にニュージーランドや宮崎県の新燃岳の災害が日々報道されますと、みなさんが取りかかりやすいといえますか、必要であるという認識が強くなってきているのではないかなと思っています。行政では要援護者の名簿が、紙ベースやデータとしてあるのですが、更新がなかなかできないのは現実のようです。

波佐見町は紙ベースなのですが、更新はできていません。そのような中、地域で自分たちができることがどういうことかということを知ろうと、木原孝久さんに支えマップを指導して頂きました。そのなかで子どもたちがどうなのだとか、この地域の中での福祉というのがどうなんだというまで持っていけるようになったのも、ふれあい学習での素地があったからです。

だから、福祉教育が何だというよりも、地域福祉の中に子どもたちと一緒に活動した活動を福祉教育というのであれば、社協の日々の活動が、つながりをそれを取り戻すためのひとつの道具、道具と言ったらおかしいですかね、きっかけになるのではないかなと私なりに思っています。

急に振られて、まとまりのない発言になりましたが、真意をおくみ頂ければと思います。

司会者

はい、ありがとうございました。それでは次どうぞ。

委員3

長崎市の社会福祉協議会の事務局長でございます。今のお話を聞いていて、私が率直に思うのは、福祉教育ということについて。長崎市の場合にこの2年、丸2年ぐらいですね、21年度と22年度、地域福祉計画、地域福祉活動計画というのを今年度、だから今年の3月、今策定がされます。策定するためこの2年間、地域福祉計画、地域福祉活動計画のための地域の中での住民座談会というのを、ずっと28カ所で実施をしてきました。

で、その座談会、長崎市おしなべて54ぐらいの区分に社協支部というのがございます。分けています。そういうところで座談会というのを開いてきたわけですね。で、その中に構成メンバーが、例えば自治会長さん、学校の先生、・・・、それから民生委員さんとか、老人クラブさんとか、地域のいろいろな活動をされている方、そのほか、企業の方。こういうふうな方々を束ねたところが、私どもの認識では、束ねるという言葉は、ちょっと語弊がありますが、社会福祉協議会の支部という位置づけをしているのです。そこでそういう座談会というのを開催する中に、小学生とか中学生とか入っているのですよ。まだ、数は少ないけど。やっぱり、地域の代表として、小学生の立場、中学生の立場でその座談会に入ってもらっている。

で、いろいろなことの見解が出ます。例えば、三重で実施したとき印象に残っているのは、「僕の地区で神社があります、ほこらがあります。そのほこらに遊びに行ったら、ごみ

がたくさん山積して誰も掃除していない、こういうのって大人の責任じゃないのでしょうか。どうなのですか。」とか、辛らつな意見が出るのですね。じゃあ、住民の座談会の中で、当番を決めてそこを清掃しようかなとか、こういうふうな方向に向かったんですね。これは一つの事例ですよ。

だから、そういうものを包含したものが、やはりさっきおっしゃった学校だけではなくて、地域の中に学校が、あるいは学校の子どもさんがどうかかわりを持つかというところ。こういうふうな問題になるのかなと、今お話を聞いて、私は率直に思ったわけですね。

もう一つは、例えば学校で、障害者の気持ちが子どもさんに体験させんといかん。要するに福祉学習ですね、教育学習。こういうふうなことも今は非常に進んでいるのですね。で、特にこの1～2年というのは、学校の校長先生からどんどん依頼が来るのですよ、社協に。うちのほうからで出前で車いすの講座とか、アイマスクとか、こういうものの体験学習をさせてくれんかと。で、うちの職員が車いすを持って学校へ行って、そして体育館で、子どもたちの前でそういう実習をして体験させるのですね。これがまた口コミでよその学校に行って、これがどんどん増えてきています。これだって大きな意味合いがあると思うのですよ。子どもにそういう体験をさせる、こういうふうなものを地域の中でどんどん進めていくということですね。だから、こういうものを含めて福祉教育という中に包含したかたちで今後も進めていくということになるのかなというふうに、ちょっと今お聞きして率直に思った次第です。以上です。

司会者

はい、ありがとうございます。まあ、自由にちょっと出していただいて、後でまた利用ができるのかなと思いますが、それでは、福祉現場ですね、知的障害関係の施設からのお立場というんでしょうか、いかがでしょうか。

委員3

最近あった一つの問題を発端として、ちょっとお話ししたいと思います。

今、国のほうでは障害者の人たちは入所施設から地域へ移行しなさいという方針です。もちろん自宅に帰れる方はほとんどありません。となると、いわゆるグループホームとかケアホームが地域生活の場となります。グループホームとケアホームの違いは、グループホームの場合は割と軽度の方、ケアホームというのはグループホームの方より少し重い方が生活する、いわゆる少人数で地域の中で生活するということでもあります。

うちのほうも入所の施設なのですが、地域のほうに今ケアホームが1軒あります。同じ敷地の中にケアホームをもう1軒つくろうということで、行政のほうとも話を進めてきました。

審議を終えて、ただ1点だけであればこういうことをお願いしたいと、行政の方からお話がありました。それは地域住民の同意書を取ってくれということでした。いわゆる地

域住民への説明会をやってくれるというのなら、まだ話はわかるのですが、説明会をやった上で同意書を取ってくださいというのはいきすぎだと思います。障害者の人たちが地域で生活するということは厳しい壁があるのですね、実際のところは。

実際、これは差別だと思っていますけども、いま国のほうでは権利条約の批准絡みの中で、障害者虐待防止法とか、あるいは、差別禁止法とか検討しているところではありますが、実際そういうことがある。行政としては、いろんな地域でトラブルがありますので、転ばぬ先のついで、できてしまってから、どうのこうのと住民とのいろいろないさかいがあると困るというふうな感じで捉えたのでしょうか。いわゆる現実的にはまだ障害者の人たちに対しては、いろいろそういうものが根強く残っているということですよね。

そうはいても、やはり地域の方の理解と協力がないと、地域の中で施設というのは生きていけないというのはありますので、学園のほうの文化祭とかいろいろな行事に関しては、ほとんど地元の子ども会や自治会とタイアップでやっています。

また、地域貢献、社会貢献という方針で、地域の公園の清掃活動とか、あるいは地域に駅が1つありますので、駅のプランターに花を植えるとか、いろいろな活動をやっていて、少しでも理解、協力を得られるようなかたちでやっているのですけどね。まあ、現実的にそういう問題が今もあっているということです。

それともう1点だけいいですかね。「ふれあい学習実施地区における成果」ということで、資料の2の6のほうに書いていますね。「あいさつ+1(プラスワン)事業」「あいさつ+1(プラスワン)運動」と対馬の例ですね。また、「めだかの学校」の事業、西海市の例。で、最後に「ふるさとアルバム探検隊事業」と。こういった活動は、それなりにずっと実践なさって成果も上げている。すばらしいことだと思うのですが、地域性というのがやっぱりありますよね。これを見たときにみんなちょっと過疎に近いようなところでの実践、いわゆる長崎あたりの都市部とはまたぜんぜん違うから、そのようなところの問題というのが、非常に大きいと思うのですよね。たとえば「あいさつ+1(プラスワン)」にしても、挨拶して何か言葉を1つ付け加えるわけでしょう。長崎あたりでこれやったら、「知らない人から声かけられたら返事してはいけませんよ。」と、そういう学校もあるわけです。

今、地域の中でさまざまな事件が起きていますから、地域の住民の方が逆に防衛するという意味はわかりますけれども、そういったものが現実的にあるし、あと上五島の「ふるさとアルバム探検隊事業」にしても、昔の写真集めてみんなにこうして……。こうしたことを都市部でやると個人情報はどうなのか、プライバシーはどうなのかと、そんないろいろな問題が内包されていますよね。

これはある程度過疎に近いところでのいろいろな成果ですけども、実際に都市部、長与町であるとか、長崎市とか、そのあたりでのやり方とか成果とか、もう一つそのへんのところを取り上げた実践がないのかなと思ったりしております。以上です。

司会者

はい、ありがとうございました。大変大事ないくつかの指摘をいただきましたけども、人権の問題とか、やっぱりこれはかなり深刻になっているんでしょうか。きちっと対応していかないといけない課題かなと思いますね。

それから後半の部分は、私なんかまちづくりにかかわっているものですから、やっぱりこういう地域性というこの中でしょかね、特に長崎は非常にこういういろいろな部分を抱え、都市部があり、農村部があり、山間部があり、離島部がありというふうなカラーが全部違うというこの中ですね、そういう違いを受け止めつつ、基本的に防犯とか防災といったところはどこに行っても共通なんでしょうけども、そういうものをカバーをかけながら、このまちづくりに努めていくというのが大事なのだらうと思います。はい、ありがとうございました。

それでは、今度老人ホームの現場からということで、よろしくをお願いします。

委員 4

老人ホームの会長をしています。この資料2の一番最後の7ページ、長崎市と佐世保市がないのは、これは長崎市が中核市だからとかそういうふうなことになっているのですね。佐世保市も。

事務局

理由はわかりませんが、長崎と佐世保には協力校はここ4～5年はありません。町村合併前、琴海町や江迎町にはありましたが、長崎と佐世保に入ってからなくなりました。

委員 4

今、ご質問の中で、「いろんな事業が田舎ばかりじゃないか、まちはどうなのか」という話もありましたけど、そういうことで長崎市は長崎市で同じようなこういう進め方をしているってことでしょうかね。長崎市は安全でないと。長崎、佐世保以外はこういったことで事業しているというふうに思っていますかね。

先ほどの話の中で「課題は何か」ということで、お話したいと思いますが、やはり福祉教育、僕は教育の専門家ではないんですけども、やはりこのさまざまなテーマにしても、「共に学びあう」とか、「ふれあう」、「みんなで手をつなごう」などと、やはり一番子どもたちなり社会が一番欠落して足りないこと、やはり教育。それからこういったことの中で、子どもたちにしっかり教えていくというのはやはり、将来、地域で安心して生活できる環境づくりになっていくのではないかなと思います。

最近の、先ほど委員さんが言われましたけど、老人ホーム建てるについても、地域での説明をしっかりとしろということで、かなり厳重に地域の、まあ、建築基準法上はありせんけども、中での、地域での賛同ということですかね、そういったものをかなり要求するよ

うになっています。地域と共にその地域を、社会を育てていくというような社会的な流れもそうですし、それは子どものときからそういったふれあい、人として見て、大切に、差別のない社会をつかっていこうとすることは、正直言って、今日明日という結果の出るような仕事じゃありませんけど、これについては、長いスパンで、今日の報告の中でも18年からの22年までのずっと長いスパンで、お話されているとなかなかしっかりした事業としているのだなと感心しているところです。

これを短絡的に「結果は何だ」と言われても、そういったことじゃなくて、やっぱり行く末永い、すぐ近い将来にやっぱり日本がなってくる超高齢化社会の中で、やはり自分のことだけを思う子どもたちだけではとんでもないので、やはりふれあい、つなぎ、また人を認め合う、そういった社会になるために、僕なんかで言えば、もっともっとたくさん、どっさりとかういったのを予算づけして、してもらいたいなと思っています。

また、そういった子どもたちが将来、私どもの施設で、また地域で、みんなの生活を見守るといふ、それこそ本当の幸せな国づくりじゃないかなと思います。以上です。

司会者

はい、ありがとうございます。それでは、今度は学校の現職の先生というふうなことになるのでしょうか。それではよろしくお願いします。

委員5

はい。ちょっとお知らせ的になるかなとは思いますが、今特別支援学校の分教室の設置がずいぶん促進をされております。具体的に申せば、五島の海陽高等学校の中に高等部の分教室、次年度にはまた小学校の中に、五島のですね、小中学部の分教室。そして、壱岐のほうには、小中学部の分教室。北松農業高等学校、今年度つくられましたけど、高等部の分教室。あと、対馬高校の中にも、それと似たような試みが行われているわけですね。

本校の例で言えば、先ほど申しました壱岐の例なのですけれども、壱岐の郷ノ浦の壱岐市立盈科小学校の中に本校の小中学部の分教室が設置してあります。校舎の中に教室を活用させていただいて、本校の児童生徒が学んでいるわけですが、文字どおり同じ屋根の下で毎日生活しているわけですので、ふだんから、日常的に交流というか、ふれあいがら学校生活を送っているわけですね。

例えば、盈科小学校の授業のほうに本校の分教室の児童生徒と一緒に授業を受けたり、運動会等の学校行事も盈科小学校と虹の原特別支援学校の分教室の合同の運動会ということで、まさに一体化した運動会が実施されておったり、ふだん、昼休みなども運動場で、そしてまた、分教室の廊下の前でとか盈科小の児童さんと本校の児童が、何のわだかまりもなくごく自然に遊んでいるというような、日常的な風景が展開しているのですね。

この前、こういうこともありました。私もひと月に1回、壱岐のほうに、分教室にお邪

魔するんですけどね。ちょうどそのとき、うちの分教室の遠足の日だったんですけど、ちょうど雨で延期になったのですね。で、分教室の子どもたちが、がっかりしているときに、盈科小のある学級の子もたちが休み時間に下りてきて、もう全員ですよ。そして、何か雨で遠足がなくなって残念だったね、でもまたって、何かそういう歌があるのですね。私も初めて聞いたのですけどね。そういうのをみんなで、分教室の子どもたちに歌って、そして激励した、慰めたとか、そういうのが日常的に行われております。

ですから、特別支援学校と小学校、中学校、高等学校、交流というのをやっていますけど、それは一発、打ち上げ花火的で、イベント的で、そしてまた、交流といっても一方通行なのです。小学校、中学校、高等学校の子どもたちが、障害のある子どもたちを見て、少し理解をしたり、とまどったり、何かこう手助けをしたり、一方通行なのです。ところがこの分教室の場合は、まさに同じレベルで一緒に生活をしている。まさにこの福祉教育のテーマであるキーワードかな、「ふれあい」とか、「支えあい」とか、「学びあい」というのが、毎日行われているのですね。

ですから、そういう日常的なふれあい、支えあい、学びあいの中から、日本福祉大の原田先生がおっしゃるような、「ふだんの 暮らしの しあわせ」そういう感覚とか、姿勢、意識というのが、身につくはずなんです。

それが、最初おっしゃったような、赤信号の部分に気づくとか、ふだんの暮らしの中にそれが根付くはずなのです。だから、そういう意味では非常にこの分教室というのは、福祉教育が自然に、毎日自然なかたちで行われている感じがいたします。以上です。

司会者

はい、ありがとうございます。分教室のような、そういう空間がいっぱいいろいろな所でできればいいなと思いますが、それでは、時間もありませんので、今度は県の方々のコメントあるいはご感想をいただきたいと思います。

委員 6

代理の代理で来たものですから、勉強不足でちょっと的外れなことを言うかもしれませんが、感想的なこと、一教員の感想ということでお聞きいただければありがたいなというふうに思います。

資料4の設置要綱の中に、目的のところの真ん中付近に、資料4、1番目的の中の文書の中の真ん中付近に書いてあるのですけども。小中学校では、総合的な学習の時間というのが設置されておりまして、これ、いわゆる授業なのですけれども、児童生徒が地域に出て、福祉体験学習やボランティア学習をする機会が多くなったというふうに書かれています。実際にこのように多くなってはありますし、充実をするようにと、福祉教育の充実というのもうたわれているところがございます。

ところが、学校によってこの総合的な学習の時間自体が学校によって、ねらいや実態と

というのが違うものですから、一律に福祉教育はこれくらいのレベルになっているということではありませんが、学校、学年によって取り組み状況がずいぶん違うということがございます。

したがって、学校のいわゆる総合的な学習の時間を中心とする福祉教育ということの、実態とか、ねらいとかというものを、これをそれぞれの地域の中で少しでもご理解をいただければありがたいというふうに思っているのです。

と、言いますのが、ふれあい学習、資料2の「ふれあい学習」の実施状況、例えばの例でお話をさせていただきますけれど、ふれあい学習の実施状況の、例えば一番上の松浦市の例でいきますと、地域ふれあい、主な事業が書いてありますけれども。例えばこの松浦市の上志佐地区に設置されている学校の、総合的な学習の時間における福祉教育のあり方はどうなのかということ踏まえた上で、こういう事業を主な事業の、例えば「ふれあい交流日」とか「ふれあいの集い」とかというふうなことを計画するとき、「学校ではこんなことを勉強しているんだ」で、ふれあい学習をする授業のときには、こういうねらいで、こんなふうにしたらどうだろうかというふうに、お互いの指導者、ふれあい学習の指導者、学校は学校の指導者が、やはり、当然なされていると思うのですけれども、お互いに学習の内容を理解した上で、ねらいをきちっと定めていくと、さらに、いいものができるのではないかなというふうに思いました。感想でございます。

委員7

先日の佐々町と南島原市の両方のセミナーのほうに参加をさせていただき、また、今日の話を通じて、人づくり、地域づくりという点で、私たちがねらっているところ、めざしているところと共通しているということを確認したところです。

県の社会教育委員会の提言にある「子どもを核にした温もりのある地域づくり」は、まさに「ふれあい学習」と同じだと思います。その中で、子どもをはぐくむために必要な体験活動を実施していただくということと、その活動を支える地域のネットワーク化を図り、学校・家庭・地域の代表が集まった「学校支援会議」、または公民館等をベースにしながら、その地域に応じて取り組んでいただくことで、その拠点づくりとして学校や公民館にふれあいルームなど交流できる部屋の設置をしていただくことが提言されています。県では、県内の小・中学校区単位で、「学校支援会議」の設置をお願いしており、その結果、ほぼすべての学校区に設置がなされているところです。

このことにより、学校・家庭・地域が自分たちは何ができるのかという役割を見直すことで、子育てを通した大人の学びの場になり、それによって地域づくりにつながると考えています。

資料の2の2ページの佐々町で発表があった新上五島町奈摩地区の活動ですが、この校区の学校支援会議である「上郷たかのし塾」というものがベースになっておりまして、写真が出てきましたけれども、その写真を掲示している場所が、学校のふれあいルームでござ

ざいます。

そういう活動の様子を見ると、改めて「ふれあい学習」と「学校支援会議」が一緒にできるということを痛感した次第です。

「学校支援会議」自体はあくまでもネットワークを図ることを目的としていますので、例えば地域、社会福祉協議会の方がコーディネートしていただいて、2つの事業をつなぐなどいろいろな方法を考えて、ますます連携を大事にしていけないと強く感じた次第です。

ちなみに、今の社会教育委員会の作業の柱が、高齢者を対象としておりますので、そういう視点でも一緒にできる部分があると思っています。

司会者

はい、非常に境界線が、何というのでしょうか、ひところとは全然違って、連携のかたちになってきているようです。それでは。

委員 1

いろいろ既にお話はしておりますので、簡単にいたしますが、一つ誤解していただきたくないのは、私が申し上げているのは、短期間に成果を出すということではありません。ただ、私どもNPO・ボランティア支援ともう1個事業をしております、男女共同参画というものです。

男女共同参画はこれまで、何となく意識啓発をしまいいりました。それで、少しずつは進んだのですが、やはりなかなか男尊女卑の、この風潮というのは改まりません。それで、今年度から私どもが立ち上げましたのが県内を8ブロックに分けまして、各地域の方々が自らの地域の男女共同参画で一番大事な課題は何かということを、それこそ男女共同参画関係者、婦人会、漁協・農協、老人会、民生児童委員が集まって、自らの地域に一番大事な課題は何かということを自ら分析をして、それをこの3年間一生懸命取り組もうという事業をしております。すでに、壱岐と五島ではテーマが決まりまして、今年度すでに事業をしております。

事細かには申しませんが、そういうふうに私は、ねらいをやはり各地域地域でももちろんいろんな課題がございます。地域差がございますし、県下同じではございませんので、一律にやる必要はないのですが、やはり県レベルでも、各地域レベルでも、自らがやらなきゃいけないことは何なのかということを明確に意識をしながら事業をしていくことが非常に大事じゃないかと言っているわけです。

そういう意味で、例えば今日のふれあい学習の報告書がございますけども、例えば9ページをごらんください。もちろん、やってらっしゃることは素晴らしいことなのです、素晴らしいことなのですが、例えばこの9ページの西海市大島地区におけるふれあい学習のねらいというのを拝見したときに、やはり、あまりにも漠然としすぎているのではないか

など、この中でも特に取り組まなければならないこととか、例えば、まだまだ障害者に対する差別が根強い地域もございましょう。老人と若い方の共生がなかなかうまくいっていない地域もございましょう。もしくは、シングルファーザー、マザーが多い地域もあって、地域とそういう方々の共生を特に取り組まなければいけないところもございましょう。そういう意味で、各地域でもっともっと自らの活動の中核に据えるべきことは何かということをもっと明確にしていくことが、このふれあい学習をさらに効果的なものにしていくのではないかと考えておりますので、今後ともこの委員の皆様からご助言をいただかれながら、県社協のほうでは各地域とともに事業を展開していただければということをお願いしております。以上です。

司会者

はい、ひととおりずっとご意見いただきました。私も先ほどもちょっと話したのですが、改めていろいろ感じたこともございます。先ほどの最後の委員さんのお話にもありましたけども、特に人づくりとか地域づくり、あるいはまちづくりということを考えるときに、やはりまず起点は何かということ、やっぱりその地域にあるさまざまな困り事、あるいは悩み事、つまり課題ですよね。このままじゃだめなのだと、だから何かをしないといけない、仕組みを作らなければいけない。そうするとやっぱりそのときに地域にある固有の課題とか、あるいは困り事とか、そこらあたりをどれだけ集約させて、そして、優先順位的には何かをつくっていくか、支援の仕組みをつくっていくかというふうな流れになっていかないと、というのはあると思います。

基本的に福祉のまちづくりはそういう流れなのですね。非常に大ざっぱに言いますとね。ただ、そのときに地域の方々が自分たちでいろんな課題を集めてきて、そして自分たちで支援の仕組みを作っていくかなければいけない。つまり、住民参加という意味合いで。それは不可欠なものですから。当然ながら意識をやっぱり高めてもらおう、主体形成という段階が必要なのですね。

皆様からの貴重なご意見、有難うございました。

(テープ終了)